

■【参考】令和5年度と令和6年度分の国保税(年税額)を比較した場合

○7割軽減(所得なし、被保険者1人(40歳以上65歳未満)の場合)

区 分		令和5年度	令和6年度～	差額
年税額	医療保険分	13,200円	13,200円	0円
	後期高齢者支援金分	1,600円	1,900円	300円
	介護納付金分	3,100円	3,900円	800円
	合 計	17,900円	19,000円	1,100円
1月あたり税額		1,492円	1,583円	91円

○5割軽減(所得30万円、被保険者数2人(40歳以上65歳未満)の場合)

区 分		令和5年度	令和6年度～	差額
年税額	医療保険分	55,400円	55,800円	400円
	後期高齢者支援金分	6,600円	8,300円	1,700円
	介護納付金分	13,500円	16,900円	3,400円
	合 計	75,500円	81,000円	5,500円
1月あたり税額		6,292円	6,750円	458円

○2割軽減(所得200万円、被保険者数3名(65歳以上2人、40歳以上65歳未満1人)の場合)

区 分		令和5年度	令和6年度～	差額
年税額	医療保険分	212,800円	214,000円	1,200円
	後期高齢者支援金分	24,900円	31,600円	6,700円
	介護納付金分	40,400円	50,400円	10,000円
	合 計	278,100円	296,000円	17,900円
1月あたり税額		23,175円	24,666円	1,491円

○軽減なし(所得300万円、被保険者数1名(40歳以上65歳未満)の場合)

区 分		令和5年度	令和6年度～	差額
年税額	医療保険分	248,000円	248,000円	0円
	後期高齢者支援金分	29,600円	36,600円	7,000円
	介護納付金分	58,500円	73,000円	14,500円
	合計	336,100円	357,600円	21,500円
1月あたり税額		28,008円	29,800円	1,792円

上手に医療機関を受診しましょう

～ 医療費を抑えることは、町の負担はもちろん家計の負担も節約できます ～

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114(担当:鶴沼)

国民健康保険税の税率が変わります

～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～

国民健康保険(国保)は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。

この度、国保の安定した運営のため、税率を以下のとおり改定します。負担をおかけすることとなりますが、“互いに助け、支え合う”国保制度を将来にわたり安定的に継続していくために加入しているみなさんのご理解とご協力をお願いします。

■国民健康保険税率 比較

区 分	医療保険分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	6.8%	変更なし	0.8%	1.0%	1.6%	2.0%
均等割額(1人あたり)	26,000円	26,800円	2,800円	4,000円	7,000円	8,800円
平等割額(1世帯あたり)	18,000円	17,200円	2,800円	2,600円	3,500円	4,200円

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

所得の少ない世帯は、被保険者等の人数に応じて「均等割額」と「平等割額」がそれぞれ軽減されます。

(世帯主の所得は、国民健康保険税に加入・未加入に関わらず所得基準の判定の対象となります)

※この軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です

軽減の対象となる所得の基準(令和6年度～)	軽減割合
総所得金額が43万円 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)以下	7割
総所得金額が43万円 + (29.5万円 × 被保険者数 ^{※1}) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1)以下	5割
総所得金額が43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)以下	2割

※1 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)を含みます。

■未就学児に対する軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険税から未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割額を2分の1に軽減します。

この軽減を受けるために特別な手続きは必要ありません。